

## ○西田武史委員長

ただいまから総務常任委員会を開会します。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとし、まず市長提出議案を審査した後、議員提出議案を審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、市長提出議案のうち、議案第87号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

## ○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局

長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

議案書の25ページをお願いいたします。議案第87号岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明いたします。

27ページをお願いいたします。まず、改正の理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正によりまして、衆議院議員及び参議院議員の選挙において、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額がそれぞれ引き上げられたことに伴いまして、公職選挙法の規定に基づき、条例で定める本市の議会議員及び長の選挙におけるこれら経費に係る限度額について同様の改定を行うため、規定の整備を図ろうとするものでございます。

第1条では、本市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公

営に要する経費に係る限度額を、第2条では、本市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を、また、附則として、公布の日から施行することとしたほか、改正後の条例の規定は、施行日以後、その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙においては、なお従前の例によることと規定しております。

## ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

## ○岸田厚委員

1点、確認の意味を込めて質問させていただきます。

今回、国の法律が変わって、岸和田市も条例改正ということになっているんですけども、国はこれまで何回も改定がありました。そのたびごとに岸和田市はこういう形で提案しているのか、まずそれだけお示しください。

## ○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

公職選挙法におきましては、条例で定める場合は、施行令に準じて改正することになっておりますので、料金の改正等があるたびに、それに準じて条例を改正させていただいております。

## ○西田武史委員長

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、議案第87号の質疑を終結します。

次に、議案第88号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

## ○西川正宏総合政策部長

議案書の29ページをお願いいたします。

議案第88号岸和田市事務分掌条例の一部改正について御説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、市長公約をはじめとする施策及び事業を効果的に推進するため、組織体制の強化を図ろうとするもののほか、こども家庭庁の設置及びこども基本法の基本理念を踏まえ、子ども家庭応援部の「子」を漢字から平仮名に改めるとともに、同法の規定に基づく子供の健やかな成長に対する支援等を中心とする政策の立案、実施等に関する事務を同部において分掌させることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、31ページをお願いいたします。事務分掌条例の第1条中、子ども家庭応援部の「子」を漢字から平仮名に改めます。

次に、第2条の総合政策部の項中第7号を第8号に、第6号を第7号に、第5号を第6号にし、第4号の次に第5号として、市長が特に命ずる事項に係る企画及び調整に関することを加えます。

次に、同条福祉部の項第2号中、子ども家庭応援部の「子」を漢字から平仮名に改めます。

最後に、同条子ども家庭応援部の項中、子ども家庭応援部の「子」を漢字から平仮名に改め、同項第2号を同項第3号に、同項第1号を同項第2号にし、同号の前に、第1号として、こども政策に関する加えます。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行することとしております。

#### ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○井舎英生委員

事務分掌条例第2条のことについてですが、先ほど説明がありました、第5号とし

て、市長が特に命ずる事項に係る企画及び調整に関する加えるとありましたが、この特に命ずる事項を特命事項と表現しないで、特に命ずる事項と表現する理由、意図は何ですか。説明してください。

#### ○田中浩二企画課長

特命事項を特に命ずる事項と表現しているのは、表現の仕方と申しますか、条例に規定する場合に、よりよい文言でということで表現させていただいていると認識してございます。

#### ○井舎英生委員

じゃ、特命事項というのと一緒にということですか。よりよい表現というのは、特命事項が悪いから、特に命ずるというふうにされているんでしょうか。

#### ○西川正宏総合政策部長

条例等の文言を作成するときにおきましては、本市における条例の関係をしているような法務担当部局とも協議させていただいて内容を決めておりますが、他の条例のところでも同じような表現になっておると思いますので、それに準じて行わせていただいていると認識してございます。

#### ○井舎英生委員

私の質問は、特に命ずるという表現がどういう意図で、特命事項じゃなくて、特に命ずる事項というふうにしたのかということを聞きたいんです。法務の方はここにおられるんですか。法務の方に教えていただいても結構ですけど。

#### ○藤浪秀樹副市長

繰り返しになりますけれども、特命事項を別の言い方といいますか、特命事項をもう少し詳しく申し上げると、特に命ずる事項、それを略せば特命事項と、同じことだというふうに私は理解してございます。

#### ○井舎英生委員

特命事項と特に命ずる事項というのは、

ニュアンスのとおり違うので、今回は意図を持って特に命ずるというふうにされたんだというふうに認識しているんですけども、今、一緒だと言われたので、後の質問に困っちゃうんですけど。

とにかく次の質問に行きますね。総合政策部の企画課というのは、以前の市長公室と同じような機能を持っておりますから、以前も市長公室じゃなくて総合政策部という名前にしましょうということで、2度ほど議会で変更になったんですけど、数年前に。この市長が特に命ずる事項に係る企画及び調整に関することというのは、企画課で行ってもいいと思うんですけども、あえて今、新しい課をつくるとか何かそんなような話がありましたけど、その必然性が僕はちょっと理解できないので説明してほしいんです。

#### ○西川正宏総合政策部長

今般、新しい課を設置しようというふうに考えておりますのは、市長公約をはじめとする市長の命を受けた施策、事業の企画立案調整や、国庫補助金やふるさと寄附、企業版ふるさと納税等の財源獲得を行いたいと。特にふるさと寄附につきましては、議会の中でも特別な部署をつくるべきではないかという御質問を頂戴したことのございますので、そういった部分であったりとか、岸和田市の成長やにぎわいの創出に取り組むような課として、特出し、特別に特化したような部署をつくりたいということで、企画課から独立させようというふうに考えておるものでございます。

#### ○井舎英生委員

今、説明を聞きますと、ふるさと納税課のようなものをつくりたいというふうに理解したらしいんですね。市長が特に命ずる事項というのは。これを外に出したということは、従来の企画課と違うということ、

ふるさと納税課というのが具体的な市長が特命した事項なんですか。

#### ○西川正宏総合政策部長

ふるさと納税につきましては1つの例ということでございまして、それ以外にも、市長の特命を受けて市長公約にあるようなものを推進していくという部署だというふうに考えております。

#### ○井舎英生委員

今ちょっとまだ理解できないんだけど、企画課の仕事は、市長を補佐し、市長が特に命ずる事項や、市の重要施策に係る企画及び調査、部局間の総合調整などを行っているというふうに我々認識しているんですけども、そうすると、市長の特命事項は企画課じゃなくて違うところでやるという、企画課には市長の特命事項は入らないということですね、今の説明を受けると。

今の総合政策部の中に、事務分掌条例の中身を見ますと、第1号から第7号まであります。第3号というのは、重要施策の企画及び調整に関する事項。私はここに入れたらいいんじゃないかな。すなわち、第5号をつくらずに、第3号市長が特に命ずる事項や重要施策の企画及び調査、調整に関する事項といふうに入れれば、全く同じ意味になりますので、わざわざあえて第5号というのが必要ないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういうことではないんでしょうか。新しい課をつくる必然性が見当たらないと思う。例えばさつきの納税課のふるさと納税のことだと思うんですけど、第3号を書き換えたらいいと思うんですけど、そんなことではないですか。

#### ○西川正宏総合政策部長

第3号につきましては、従来どおり企画課が取り扱っている事務について表現したものだというふうに考えております。新た

に、先ほど申しましたように特出し、特化した課をつくりたいという認識の下に新たな第5号を加えるというふうに考えておるところでございます。

#### ○井舎英生委員

あくまで新しい課をつくることが目的だということだと理解したらいいんですね。その目的のために市長が特に命ずる事項というのを別にするんだという、それが目的なんですね。

#### ○西川正宏総合政策部長

今回の組織、機構の改編につきましては、そのような意図でございます。

#### ○井舎英生委員

はっきりと理解できないんですけども、質問としては以上です。

#### ○岸田厚委員

今回、新たな組織を再編するということで、総合政策部でこの提案をされているんですけど、例えば、今回提案されている子ども家庭応援部で新たに子ども政策課というものが設立されました。これについて、議論というのは、文教民生常任委員会やそういったところでなぜこういった課をつくったのかとか、この問題についての意図は何なのかということを、本来ならばそこで質問するものであると思うんです。たまたま今、総務常任委員会に付託されている中で、この子ども政策課の中身について詳しく質問したいんですけども、担当の部の方はここにおられませんよね。それに対しての、今回のこの条例改正も含めてですけれども、何か工夫が必要ではないかというふうに思うんですけども、その辺、まず見解をお示しください。

#### ○田中浩二企画課長

総務常任委員会におきましては、企画課が所管する組織の変更として、変更理由の御説明をさせていただくことができるの

ですが、それ以上の詳細な御質問となりますと、事前に原部、原課へお問合せいただければというふうに考えてございます。

#### ○岸田厚委員

そういうことになってしまふということでは、私も気にはなって、こども政策課については、なぜこども政策課にするのかということを聞かせていただきました。その中で、今回、子ども家庭応援部の幾つかの組織が変わるということで、こども政策課をつくられるというふうなことを聞いたので、担当課にお聞きしたところ、こども政策課の子育て企画担当の主な業務というのは、こども計画をつくることが主な業務であるというふうな話を聞きいたしました。こういった重要な事項についてきちんと質疑をして、こども政策課がなぜできたのかということが明らかになっていって初めて機構改革について納得するのではないかなどいうふうに思いますので、その辺また、今後の取組としてよろしくお願ひしたいと思います。

これがまず1点と、あともう一つ、総合政策部が担当します、これは担当課がおられるので、今回、成長戦略課というのを新たに市長の特命事項としてつくり上げることですけれども、質疑でもちょっとと議論があったんですけども、この成長戦略課の特に主な業務は何になるのかお示しください。

#### ○田中浩二企画課長

先ほどと同じような答弁になってしまふかもしれません、岸和田市の成長やにぎわい創出に向け、仮称ではございますが、事業推進担当では、市長公約をはじめとする市長の命を受けた施策、事業の企画立案、調整などを行います。また、仮称ではございますが、ふるさと創生担当では、国等の補助金やふるさと寄附、企業版ふるさと納

税等の財源獲得を行うことで、成長に向けた投資によって税収を増やし、それをさらなる投資につなげる正のスパイラルを実現し、市民利益、福祉の向上と、若年層を中心とした岸和田市への人口回帰を図りたいと考えてございます。

#### ○岸田厚委員

今お話があつたように、市長の公約を実現するためのということですけど、なかなか成長戦略といつても範囲が幅広く、一体どこの範囲がここに入るのかなというのがなかなか理解し難いんですけども、この成長戦略課は大体課員はどれぐらいの規模で想定されているんですか。

#### ○田中浩二企画課長

企画課の業務を一部移管いたしますことで、企画課からの移籍をベースに人員の配置を行いたいと考えてございます。ですので、1つの課丸ごとの人員数が増加するというような考えではございません。人数につきましては、現在、関係課と調整をしてまいっているところでございます。

#### ○岸田厚委員

企画課の中で担当という位置づけであったものが特出しで、今回、成長戦略課ということで、先ほど言われたふるさと納税の関係や、事業の推進のこととかということになると思うんですけども、どういった業務をするのかというのが市民に分かりにくいと困るので、きちんとこの成長戦略課ができるに当たっては、業務の内容をきちんと明らかにしていただきたい。先ほどふるさと納税のことがありました。私は決算常任委員会の中ではふるさと納税をあまり推進する立場での発言はしていないんですけども、自主財源の確立というふうな大くくりの中でのことかなというふうには思います。この辺も岸和田市の今後のためにしっかりと考えていただきたいというふう

には思いますけども、なかなか課の編成というの市民にとって分かりにくい部分があります。ぜひこの辺、今後、総合政策部の中で分かれた課の業務内容をきちんと分かるように位置づけていただきますよう、よろしくお願ひして質問を終わります。

#### ○井舎英生委員

今、岸田委員の質問を聞いて、ちょっと追加で言います。先ほど総合政策部長は、例えばふるさと納税課というような言い方をしましたね。成長戦略課のことは言われなかつたじゃないですか、私の質問に対して。（発言する者あり）

いや、言われなかつたと思いますよ。言いましたか。（発言する者あり）

いや、成長戦略課なんていう言葉は聞いたことない。聞かなかつたと思いますので、ちょっとそれに対するクレームです。（発言する者あり）

言われてたんだつたらいいですよ。

#### ○西川正宏総合政策部長

ふるさと納税課という表現は私もしておりません。ふるさと納税に限らず、市長の命を受けた特命事項という表現をさせていただいております。

#### ○井舎英生委員

だから、成長戦略という話はなかつたですよね。私の質問に対して。それだけ確認です。

#### ○西川正宏総合政策部長

成長戦略という単語は使っておりません。

#### ○井舎英生委員

はい、了解しました。

#### ○西田武史委員長

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、議案第88号の質疑を終結します。

次に、議案第89号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第89号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、令和8年1月1日より教育職員に対して支給される教職調整額の基準となる額が現在の給料月額の4%から10%へ段階的に引き上げられることとされました。一方で、同法において、幼稚園に勤務する教育職員については当該引上げの対象外とされたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、35ページをお願いいたします。第2条の改正は、教育調整額を他の各種手当と同様に給料に含めないものとすることを規定しようとするものでございます。

第29条の改正は、幼稚園に勤務する管理職を除く教育職員に対して、給料月額の4%の教職調整額を支給するとともに、当該教育職員に対しては超過勤務手当及び休日給を支給しないこととするものでございます。

次に、新たに追加する第29条の2につきましては、教職調整額を給料とみなして適用する条例等について規定しようとするものでございます。

附則第13項の改正は、幼稚園に勤務する教育職員の教職調整額に係る規定を整備したことと伴い、大阪府立学校職員の例に準じ、支給する給与からこれを除くこととするほか、解釈上の疑義を生じさせないよう、幼稚園又は認定こども園に勤務する職員に支給する管理職手当又は地域手当にあって

は、本市の職員の例に準じて支給することを明確に規定しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行することとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○井舎英生委員

今回の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正なんですけども、この給与表の別表第4の第3条関係に医療職給料表などがあるんですけども、質問は、市民病院の独立行政法人化の議論が今、中断しています。私たち議員も真剣に調査、勉強していましたが、何かあって、急に独法化の議論が先延ばしになったようです。

ここで質問なんんですけど、私は、医師及び医療関係の技術職の職員の確保が重要であるということで、独法化の1つの大きな課題になっているんですけども、優秀な医師、医療技術者の確保が期待できると考えていました。そこで質問なんんですけども、今回のこの給与改定について、新しい給与体系では、優秀な医師、医療技術者の確保は大丈夫なのでしょうか、教えてください。それで、ほかの公立病院と比較して、上位レベルにいい条件になっているんでしょうか、このことをちょっと心配しておりますので、教えていただきたいんです。

○西田武史委員長

これ、医師とか関係ない話ちやうんですか。

○井舎英生委員

だから、今回、それにちょっと関連した給与体系表なんですが、給与体系が変わっていますよね。医師は変わってないんですか。

○西田武史委員長

幼稚園だけですよ。そやから、関係ない  
ですよ。

○井舎英生委員

医師は変わっているんですか。

○西田武史委員長

変わってないと思います。変わってない  
ですよね。

○庄司野公也人事課長

給料表の改定につきまして、次の議案第  
90号のことになるかと思われます。この議  
案第89号につきましては、教職調整手当の  
ことですので。

○西田武史委員長

井舎委員、後でいいですか。

○井舎英生委員

了解です。

○西田武史委員長

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

なければ、議案第89号の質疑を終結しま  
す。

次に、議案第90号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の37ページをお願いいたします。  
議案第90号一般職の職員の給与に関する条  
例及び会計年度任用職員の給与等に関する  
条例の一部改正につきまして御説明申し上  
げます。

改正の理由でございますが、令和7年人  
事院勧告に準じて一般職の職員の給与を改  
定するとともに、当該一般職の職員との権  
衡を考慮し、会計年度任用職員の給与を改  
定するため、関係する規定の整備を図ろう  
とするものでございます。

改正の内容につきましては、39ページを  
お願いいいたします。第1条は、一般職の職  
員の給与に関する条例に関し、所要の規定

の整備を図ろうとするものでございます。

第14条の2の改正につきましては、医師  
に対して支給する初任給調整手当の上限額  
を引き上げるものでございます。

第25条及び第26条の改正につきましては、  
期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定す  
るものでございます。一般職の職員につい  
ては、年間4.6月分から4.65月分へ、再任用  
職員につきましては、年間2.4月分から2.45  
月分へ、特定任期付職員においては年間  
3.65月分から3.7月分とするものでございま  
す。

次に、このページの中程から55ページの  
上段にかけましては、給料表を改定するも  
のでございます。行政職給料表、消防職給  
料表、医療職給料表（一）、医療職給料表  
(二) 及び特定任期付職員給料表について、  
若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対  
象に給料表を引上げ改定するものでござい  
ます。

55ページをお願いいたします。第2条は、  
会計年度任用職員の給与等に関する条例に  
関し、所要の規定の整備を図ろうとするも  
のでございます。

第10条の2の改正につきましては、勤勉  
手当の支給割合を改定するもので、会計年  
度任用職員の勤勉手当の支給割合を年間2.1  
月分から2.125月分とするものでございます。

続きまして、このページの下段から64ペ  
ージの上段にかけましては、会計年度任用  
職員給料表の改正で、一般職の職員の給料  
表の改定に準じて引上げ改定するものでござ  
います。

64ページをお願いいたします。附則につ  
きまして、第1項は、この条例は公布の日  
から施行することとするものでございます。

附則第2項は、この条例による給料表の  
改正規定の適用日を令和7年4月1日とす  
るものでございます。

附則第3項は、この条例による一般職の職員の期末手当及び勤勉手当並びに会計年度任用職員の勤勉手当の改正規定の適用日を令和7年12月1日とするものでございます。

附則第4項から第6項までは、令和7年12月に支給する一般職の職員及び再任用職員の期末手当並びに勤勉手当につきましては0.05月分を、会計年度任用職員につきましては、勤勉手当を0.025月分を増額することとするものでございます。

附則第7項及び附則第8項は、既に支払われた一般職の職員、再任用職員及び会計年度任用職員の給与については、この条例により増額される給与の内払いとすることとするものでございます。

#### ○西川正宏総合政策部長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

#### ○井舎英生委員

先ほどの質問が議案第89号と議案第90号と勘違いしていましたので、もう一度。この医療職給料表は、これを見ますと、この給料表でほかの公立病院なんかの給料表と比べるといいんでしょうか。というのは、独法化の1つの大きな目的が、優秀な医療従事者、先生を採用したいということもあって、ちょっとこれが気になるんですけども、その辺は何か説明していただけますか。

#### ○庄司野公也人事課長

医師の確保についての給料面とかいうのは重要であると認識はしております。今回、人事院勧告に準じて給与改定したものでありますので、具体的に他団体との比較というのをしておりませんので、具体的な上か下かというのは持ち合わせておりません。

#### ○井舎英生委員

そうですか。ちょっとその辺が、独法化の関係もあって、以前そういう議論があり

ましたので、かなり気になって質問しました。これはだから、あんまりそういうことは意識されていない、従来どおりの何%アップという程度だと感じたらいいんですね。

#### ○西田武史委員長

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

なければ、議案第90号の質疑を終結します。

次に、議案第104号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○谷口英樹総務部長

議案書の105ページをお願いいたします。

議案第104号工事請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和6年9月9日付で御議決いただいております岸和田市立八木北小学校長寿命化改修工事（電気）の請負契約につきまして、契約金額を変更する契約を締結いたしたいためのものでございます。

当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当する工事の請負であることから、同法第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、人件費や建設資材の高騰による請負契約書に基づく請負代金額の変更協議及び工事着手後の現場における確認等により設計変更が必要になったことによるものでございます。契約金額は記載のとおり、変更前に対しまして943万4634円増額の2億7560万3834円とするものでございます。

#### ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、議案第104号の質疑を

終結します。

次に、議案第105号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○谷口英樹総務部長

議案書の107ページをお願いいたします。

議案第105号工事請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

本案は、令和7年2月18日付で御議決いただいております岸和田市貝塚市斎場整備運営事業（建設工事）の請負契約につきまして、契約金額を変更する契約を締結いたいたためのもので、当該契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当する工事の請負であることから、同法第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

変更の理由といたしましては、人件費や建設資材の高騰による請負契約書に基づく請負代金額の変更協議の結果、契約金額を記載のとおり、変更前の金額に対しまして1億1817万7400円増額の35億1164万9900円とするものでございます。

#### ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第105号の質疑を終結します。

次に、議案第106号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○谷口英樹総務部長

議案書の109ページをお願いいたします。

議案第106号財産取得につきまして御説明申し上げます。

本案は、危機管理課が災害用自動ラップ式トイレセットを購入取得するに当たりまして、去る10月15日に指名競争入札を実施いたしましたところ、記載の契約の相手方

が2095万1700円で落札し、当該契約は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する財産の取得であることから、同法第1項に基づき議会の議決を求めるものでございます。

#### ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第106号の質疑を終結します。

以上で市長提出議案の質疑を終結します。

次に、せんだって議案第87号に対しまして、河合委員から修正案が提出されました。修正案につきましては、御配付のとおりであります。

それでは、修正案に関し、提出者の説明を求めます。

#### ○河合達雄委員

議案第87号の一部改正について修正案を提出しました。修正内容等については、別紙のとおりです。

前回の選挙において、ポスター代の合計額は957万5472円で、請求を行った28名の候補者で割れば34万1981円となり、そこから請求者のうち8万3750円と、ほかの候補者より乖離がある高比良候補、井倉候補の金額を省いた26候補の平均額は36万1845円となり、物価上昇を考慮し、2割の上振れを想定しても43万4214円となります。そもそも40万円を超える候補者は6名で、2割の上振れ額を超えている候補者は5名です。意図的に上限額に合わせていると推測される2名を除けば3名となり、残り24名の候補者は上振れ額にも満たないなど、現状、上限額でも金額が不足している候補者はいないとなるので、上限額をこれ以上上げる必要性がないと考えています。

以上の理由から、ポスター代の上限額を上げることは認められないため、議案第87号岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び岸和田市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、ポスター代に関する規定を削除するよう求めます。

なお、ビラに関しては、15名の候補者が公費上限額を請求しており、現状、上限金額では不足していると見られるため、条例案には賛成します。

#### ○西田武史委員長

説明が終わりました。

修正案に対する質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、修正案に対する質疑を終結します。

ここで暫時休憩します。

#### ○西田武史委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

討論、採決に入ります。

まず、議案第88号から議案第90号までの3件及び議案第104号から議案第106号までの3件を合わせました以上6件につきまして、一括して討論、採決し、その後、議案第87号について討論、採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

まず、議案第88号から議案第90号までの3件及び議案第104号から議案第106号までの3件を合わせました以上6件につきまして討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

なしと認めます。

直ちに市長提出議案を採決いたします。

議案第88号から議案第90号までの3件及び議案第104号から議案第106号までの3件を合わせました以上6件について、原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

次に、議案第87号及び修正案について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

直ちに議案第87号及び修正案について採決いたします。

本件について、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本件に反対とみなします。

まず、修正案について採決します。

本件は修正案を可とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、議案第87号の原案について採決します。

原案に賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本件は原案を可とすることに決しました。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、市議案の審査に入ります。

市議案第10号から市議案第12号までの3件については、審査の必要から、会議規則第110条第1項の規定により、高比良議員から説明を聞きたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、高比良議員から説明を聞くことに決しました。

それでは、高比良議員の出席を求めます。

(高比良正明議員入室)

#### ○西田武史委員長

まず、市議案第10号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

#### ○高比良正明議員

それでは、市議案第10号岸和田市パートナーシップ宣誓手続条例について説明いたします。

基本的には、このほかのものも含めまして、議会初日に説明したとおりでござりますけれども、基本的には、これは民法の改定が必要であるということは長年言われてきたことでありまして、今、高等裁判所にかかっている判決、そこで6高裁のうち、東京2次以外は、全て同性婚を認めないということ自体が違憲であるというような判決が出ております。来年には最高裁でも判決が出るということになっておりますけれども、本件については大阪府条例があるとい

うことになっておりますが、その後に、貝塚市、そして富田林市では、また別の市のものを制定しております。

ところが、本市に至っては全くの無策ということになっています。民法に照らし合わせて、もう一回言いますけども、これは同性婚だけの話ではないわけです。いわゆる戸籍婚、法律婚というようなことから除外されておる、異性婚も含めて、そういう方々に対しても本市ではなかなか配慮が行き届かない。それは政策討論会においてもこういった話が幾度となくテーマ案として挙げられているにもかかわらず、私も何度か挙げましたけれども、理由にならない理由でそれは多数決によって葬り去られておるというような、そういう議会が人権に対して配慮がないんじゃないかというようなことも、市と同じような歩調を合わせているというような意味で、市議案としてこれを上程するものであります。よろしくお願ひします。

#### ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある委員は、冒頭に提案議員に対する質疑か、理事者に対する質疑かをお示しの上、御発言願います。質疑はありませんか。

#### ○岸田厚委員

まず、担当課にお伺いします。今、高比良議員からありましたように、岸和田市がこのパートナーシップ条例も含めてですけども、性的マイノリティーに対する施策があまり十分ではないというようなことが言われていますけども、市としてはどのような取組を行っているのか、まずお示しください。

#### ○今橋章吾人権・男女共同参画課長

本市が策定しています岸和田市人権施策推進プランでは、大阪府パートナーシップ

宣誓証明制度の周知と、必要な施策の推進を性的マイノリティーの人権に係る施策の1つとして指定しています。これは、大阪府のパートナーシップ制度を岸和田市民も利用が可能であることから、市の施策としては、大阪府の制度の周知と、性的マイノリティーの人権に係る啓発等の推進に努めることを旨とするものです。

現在、本市としましては、このことを基本方針として、性的マイノリティーの人権に関する市民等の理解を深めていくことが大切であると考え、講座の開催などに取り組んでいるところでございます。

#### ○岸田厚委員

それでは、具体的に何か市で行われている施策をお示しください。

#### ○今橋章吾人権・男女共同参画課長

近年の本市の取組としまして、令和4年度では、大阪府との共催で、それぞれの性について考え方というテーマで講座を開催しました。令和5年度では、岸和田市人権協会、岸和田市教育委員会との共催でLGBTQを知ることというテーマで人権問題専門講座を開催しました。また、令和5年度と令和6年度では、岸和田市人権協会の総会におきまして、人権啓発DVD「シェアしてみたら分かったこと」と「言葉があるから」をそれぞれ視聴、そして今年度では、本市の職員を対象に、性的マイノリティーの人権についてというテーマで研修を行いました。これらは、いずれも性の多様性について理解を深め、偏見や差別をなくすことを目的とした講座や研修でございます。

また、大阪府のパートナーシップ制度の周知としましては、大阪府が作成している性的指向及び性自認の多様性に関するチラシやリーフレットを市民を対象とした講座の参加者にお配りしているほか、男女共同

参画センターに配架し、本市のホームページにおきましても大阪府のパートナーシップ制度などについて掲載しているところでございます。

#### ○岸田厚委員

それでは、高比良議員に質問します。今回出された岸和田市と大阪府の制度との一番大きな違いは何になりますか。

#### ○高比良正明議員

先ほども申し上げましたように、多様なという言葉を第2条第1号に入れてございます。これについては、法律婚でないもの全てを含めたという意味も含まれております。多分、岸田委員なんかは、今の答弁を聞いておりましても、性的マイノリティーの方だけに特化したというふうに誤解なさっているかも分かりません。ですので、多様性というようなことをあえてそこに言うことによって、様々な方々を包括しているんだということ、これが大阪府との大きな違いであるというようなことを答弁させていただきます。

#### ○岸田厚委員

高比良議員の条例の中で、第3条ですけれども、パートナーシップを宣言することができるということで、これは双方が市内に居住するという。大阪府では別にどちらか一方、他市もどちらか一方というふうにはなっているんですけど、岸和田市で双方がとした理由は何かあるんですか。

#### ○高比良正明議員

法律上、もちろん、そこに該当するつまり、日本国法であれば、日本に居住する方の福祉とか利益を考えて、私はあんまりこの言葉を使いたくないんですけども、日本人ファーストであるというような制度、法になっているというのは、もちろん皆さん御承知おきいただいているところでございます。大阪府のもので府外に居住の方も

カバーされるということになつておることも承知いたしておりますけども、岸和田市の条例であるということで、岸和田市にやはりお住まいの方を焦点にというような考え方から、市内居住者というふうにここに記載してございます。

○岸田厚委員

分かりました。今言われたことを含めて判断したいと思います。

○西田武史委員長

他にございませんか。

[「なし」の声あり]

それでは、市議案第10号の質疑を終結します。

次に、市議案第11号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○高比良正明議員

それでは、市議案第11号岸和田市長の政治倫理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これについても議会初日に御説明したとおりですけども、2022年2月に社会福祉法人阪南福祉事業会が、これは永野前市長の家業と呼ばれるものでございます。ここが今、第2八木こども園をもう開園しておりますけども、ここの事業者として決定したといったことから問題が発覚しまして、私自身は議員に当選後の2023年7月に永野前市長に対しても、皆様に対しても、この同様の倫理条例については御提示したところです。

そのときに、議会でも自分を戒めるものであるならば市長自身が提案するものであるというような判断をされまして、2024年2月には、私がこれはいつになつたらできるんですけども、もちろんその前にも井舎議員からいつできるんですかというような質問はありましたけれども、それを経て、今般、2025年6月議会において佐野市長に替

わったこともありますし、新しい条例案を出してきたところなんですかけども、あまりにも中身が緩過ぎると。

これが市民の皆様に向けて、こういった市民の疑惑が持たれないようにするような条例文になっておるかということを鑑みた場合に、これは非常に緩いということで、お示しのように改定の部分が様々出ておりますけども、そういったところを改定して、やはり自分で自分を戒めることができないのであれば、議会から市長に対して、これぐらいのルールは必要ですよということを御提示するものであります。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある委員は、冒頭に提案議員に対する質疑か、理事者に対する質疑かをお示しの上、御発言願います。質疑はありませんか。

○岸田厚委員

担当課にお聞きします。現条例の第2条第1項第5号にセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他その地位を利用して人権侵害のおそれのある行為をしないという条文があるんですけども、高比良議員にはたくさんのそれ以外のア、イ、ウ、エというような形で新たな中身が書かれているんですけども、担当課としては第5号にこの中身も包括されるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○庄司野公也人事課長

委員おっしゃるとおり、包括するものと考えております。パワハラやセクハラなどが一般的に認知されるようになった以降も、社会の変化や価値観の多様化により、新たな形態のハラスメントが生じてきております。今後もそのような可能性があることから、限定的または細分化するようなことはせず、ハラスメント全般を包括できるよう

に規定しております。

#### ○岸田厚委員

あと、現行の第4条で市民が政治倫理の審査請求をするときに証する資料を添付するというふうな条文があるんですけれども、この証する資料というのはどういったものを想定されているのか、お示しください。

#### ○庄司野公也人事課長

そのときの審査する案件にもよると思いますが、金銭に伴うものであれば領収書、契約書など、ハラスメントに関わるものであれば、その本人と関係者から聞き取った調書とかになるかと考えております。

#### ○岸田厚委員

分かりました。高比良議員の提案理由の中でも、なかなか使いにくい制度みたいな形も少し書かれているというふうに思うんですけども、それほど難しくないような資料が添付されればいいというふうなことになるかというふうに理解しておきます。

そしたら、高比良議員に質問します。改正案の第12条で書かれている部分、今回新たに出されている部分、虚偽の報告又は調査に協力しなかった等の指摘があったときは、その旨を政治倫理審査請求代表者及び広報紙等で広く公表しなければならないという部分があるんですけども、これについては現行の第8条の部分で対応ができるというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

#### ○高比良正明議員

岸田委員は最長の議員であるからこそ本市の歴史を十分御承知であるというふうに考えますけれども、検証したような事象というのはございません。市長自身を議会が首にするというような判断を2回いたしました。永野前市長と信貴元市長もそうですね。ところが、その2つの案件について議案にした議会が、これをもって、だから

こそ市長をお辞めにならいかがですかといったことについて検証なされたことはないわけです。今に至るもそのときの事実というのは不明なままになっております。それと同じように、検証をこの第8条で十分ではないかというふうにおっしゃるかも分かりませんけども、それでは私は検証は不十分であり、そのまま逃げ得がなされるのではないかというふうに考えておりますので、第13条も含めて、第12条で厳しくこれから検証できるようにというような意味で、これを含めてございます。

#### ○岸田厚委員

あと高比良議員のほうの第13条が新たに加わっておりまして、市長が職を退いた場合、死亡した場合、相続人がやるというふうになっているんですが、これはどういった意図で相続人がやるということになっているんですか。

#### ○高比良正明議員

刑事訴訟法上、被告人が亡くなれば、その時点で、被疑者もそうですけども、亡くなれば事件は終結というふうになるのが法の常ということに今なっております。ところが、これは法じゃないわけですよね。市民に対して疑義があるということに対して、先ほども申し上げましたけども、検証を本議会ではしておらない、なかなかしにくいところがある問題において、これは死んだんだから後の相続人は知りませんよと、辞めたんだから、あと説明する必要ないんですよといったようなことでは、市民の皆さんには御納得いただけないであろう。まして、遺族であれば、その亡くなった市長から相続を受けると、利権をそのまま受けれるというような形もあるわけです。

そうであるならば、利権は得るけども、その利権の基になった問題については誰も追及しない、死んだんだから仕方がないよ

ねというようなことで、市民が本当に納得するのかという意味で、これ自体の実効性が本来あるのかどうなのか、これは発動してみないと分からぬ部分がございます。それはほかの法も一緒です。一番初めに言つたように、被疑者もしくは被告人が死んだ時点で、もう罪に問わないんですから、それも一緒なんですけども、そやけども、ここについては特に市民の疑義、市民の思いといふものを入れたということで、説明責任を果たすべきだという意味で入れてございます。

○岸田厚委員

分かりました。

○南加代子委員

委員外議員にお聞きします。示されていた市長の政治倫理条例に関して、緩いので厳しくということでありました。私もこのことを考えていかないといけないと思うので、お聞きします。

まずは、厳しくするというところで、審査委員会の人数についてお聞きしたいんですが、やはり監視、また、目というの非常に大切で、市民の意見を聞くということもすごく大切な理解するんですが、今回示されている改善案に関しては、まずは人数的には議員が6名、市民が7名ということでお示しがありましたが、この根拠を教えてください。

○高比良正明議員

根拠自体にこの数字ははっきりした意味はございませんけれども、一般的なものであるように、少數の、例えば3人であったり5人であったりというものは、あまりにも少な過ぎると。その中で恣意的にその委員が選ばれているのではないかと逆に市民から疑義を持たれるというようなこともありますて、議員の定数24であります。24では、12対12になったときに決断をどうする

のかということがありますので、奇数にしたほうがいいだろうということで、プラス1にしたということでございます。

○南加代子委員

根拠はないけれども、その人数的なもので配慮したことによかったですね。分かりました。非常に人数というのは本当に大切だと思います。しかれども、ただ人数が拡充するだけでいいのかということではないと思うところもあります。その上で、改善と言うならば、もう少しこの仕組みもお考えになつたらよかったですではないかなというところもありますが、そういうところはどうですか。

○高比良正明議員

ごめんなさい、反問権を使うわけではないんですけど、仕組みというものは具体的にどの点を指しておられるか、詳しく教えていただけますでしょうか。

○南加代子委員

案件ごとにそれぞれ違うかと思います。政治倫理審査会に通されるということに関しては。その場合は、やはり専門性を持つ方が入ったほうがいいという場合もあります。また、市民は、多くの意見を聞くということは大変に重要なことですけれども、先ほど根拠というところが少し曖昧に私は受け止めましたので、そういうところの制度的なところを組み入れることも必要ではないかと思います。これは私の意見です。そのことに対してお答えいただきたいと思いません。

○西田武史委員長

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、市議案第11号の質疑を終結します。

次に、市議案第12号の審査に入ります。  
議案の説明を求めます。

## ○高比良正明議員

市議案第12号政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について御説明を差し上げます。

先ほどのものとリンクしておるというか、一対で出してもよかったですけども、ここについては、市長の資産についての条例が既にありますので、それに即して、市長の資産で、これはきちんと明確にして資産を市民の皆さんにお知らせしなければならないというようなものを含んでおります。

主としては、第2条のところの細かい部分になりますけども、第1項第16号暗号資産、これが主たるものというふうに考えています。仮想通貨については、いろんな形で投資の目的となっておる部分が現在ございます。私も議場で申し上げましたけれども、暗号資産なんかについては、電子マネーをもちろん含むものですから、電子マネーで上限が決められているものはそれで3万円や5万円ぐらいであればというふうには思わないでないんですけども、仮想通貨については、たとえ1億円であっても、これは全く説明する必要性がないよというふうに現行ではなっておりますので、それだけの多額なものを項目から外しておるのはいかがなものかというふうに、私だけではなく市民の皆様も考えるであろうというふうな考え方から、主たるものとしてこの仮想通貨を入れたものでございます。

## ○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑のある委員は、冒頭に提案議員に対する質疑か、理事者に対する質疑をお示しの上、御発言願います。質疑はありませんか。

## ○井舎英生委員

市議案第12号政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例の一

部改正について、理事者に質問いたします。

この条例は、先般の6月議会で岸和田市長の政治倫理に関する条例が確立しましたが、この資産の公開の条例はそれ以前から施行されておりました。それで、この条例の成立の経緯について理事者から説明をお願いします。

## ○乾太郎広報広聴課長

本条例成立の経緯につきましては、まず、国会議員の資産公開について、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律が平成5年1月1日から施行されましたが、同法第7条では、都道府県及び政令指定都市の議員並びに都道府県知事及び市町村長の資産等の公開について、平成7年12月31日までに条例によって定めるよう義務づけられたところでございます。この規定に基づき、本市でも政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例が平成7年12月5日に成立し、平成8年1月1日から施行されたところでございます。

## ○井舎英生委員

この条例は、国会議員の資産公開法に基づいて制定されたということですが、現在の条例の資産公開の範囲はどのように決めたのでしょうか。

## ○乾太郎広報広聴課長

同法第7条では、国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるよう義務づけられておりすることから、本市の市長資産公開条例におきましても、国会議員と同じ範囲での資産等を公開するよう定めております。

## ○井舎英生委員

要望ですけれども、本市の市長の資産公開条例は、国会議員の資産公開法を根拠に作成され、また、その公開範囲も国会議員と同じということを確認しました。本市の

条例がほかよりも劣っているのであれば改正の必要もあるでしょうが、国会議員と同じということであるならば、内容も問題ないと思います。ほかとの比較という観点からも現行のままで結構だと思います。よいと思います。

以上、意見です。

#### ○岸田厚委員

高比良委員外議員に御質問です。先ほどもありました改正案の第7条で、今回もまた相続人が資産の公開を継承するというふうになっていますけれども、これは先ほどみたいに疑義があるようなものではなくて、市長としての資産を公開するという条例の中で、なぜ市長職を退いた場合、相続人が市長でない人の資産を公開する必要があるのか、その辺お示しください。

#### ○高比良正明議員

先ほどと同じような答弁になるかと思いますけども、市長でなくとも、市長であつた期間にその蓄財がなされたというような疑義が生じるといったことで、これについてはつけております。これについては、先ほど井舎委員から国会議員の規定では問題がないでしょうというようなお話もありましたけれども、報道を見てない。政治と金の問題がこれだけ言われておっても、議員の皆様が問題がないんだというふうに言われておるというふうにも受け取れるわけですが、ここについては、いまだに政治と金の問題はどうなっているんだと国民の皆様は追及なさっているわけです。だからこそ報道しているわけですよ。それが、亡くなつたから、そして市長を辞職した、お辞めになられたからこそ、もうその後のことは聞えませんよ、あと問うんであれば刑事問題などで問うてくださいというようなことでは、議会は何をしているんだ、市 자체は何をしているんだということを市民の

皆様から言われかねないというような観点から入れてございます。

#### ○岸田厚委員

これは先ほどの政治倫理条例とは違つて、資産の公開というふうなことになっています。毎年市長が資産公開、今でもされているというふうに思うんですけども、別に疑義が生じるようなものかどうかという判断があれば、当然、先ほどの政治倫理条例で裁かれると。何もなかつたら別にそのまま市長の資産はこれだけありますよということが分かるということだけなので、わざわざそれを亡くなつた方の、また、これ、一旦市長になった方の資産公開というのは、だから、高比良議員が言う、市長の職のあったときの分だけを公開するというふうなことで、それが市長になったから、これからもずっとというふうなことではないというふうなことで認識してよろしいんでしょく。

#### ○高比良正明議員

もちろん、市長を退かれた後でも、御自身でお仕事をなさつた、もしくは宝くじが当たつたといった形で、誰が見てもそれは正当でしょうというような資産の蓄財というものはあるというふうに考えています。問題があるのは、市長であるときに、今回も1900万円の談合というものは報道されておりますけども、それと同じように、今となつては永野前市長は1900万円について、報告義務もなければ説明義務もないわけです。私も全員協議会にお呼びしてはいかがですかというようなお話もしましたけれども、都島区友渕町にお住まいだということで、なかなかこちらへお越しいただくことも難しいというようなことで、これも先ほどと同じように検証ができない、検証しない、水に流すというような、そういういたものの考え方ずっとやっていいんですかと、

市民の皆さんもそれでオーケーですよということを言っているんですかということです。だからこそ、ここについては市長であったときの話ということになっています。

そして今、市長選挙自体が前のときよりずれております11月であったものがさらに半年ぐらいずれています。これについては、また2月ぐらいの市議会議員と同じような同時期に選挙の日をずらすということも考え得るわけですけども、もし仮に現状のままであつたり、ずっと遅れたままであれば、約1年間の分については報告しなくて済むんだというような、まさに市長ラストイヤーであれば談合し放題ですよということを制度の上でも市長に対して特権という形で与えているんじゃないですかということを市民に疑義を持たれる、その可能性があることから入れてあります。

## ○西田武史委員長

他にありませんか。

[「なし」の声あり]

ないようですので、市議案第12号の質疑を終結します。

以上で議員提出議案の質疑を終結します。  
それでは、高比良議員は御退席ください。

(高比良正明議員退席)

ここで暫時休憩します。

## ○西田武史委員長

休憩前に引き続き委員会を開きます。

討論、採決に入ります。

市議案第10号から市議案第12号までの3件について、一括して討論、採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

直ちに議員提出議案を採決します。

本各件については、起立採決をもって行います。なお、着席の委員は本各件に反対とみなします。

市議案第10号から市議案第12号までの3件につきまして、原案を可とするに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

起立少数です。よって、本各件は否決されました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょう。

[「正副委員長に一任」の声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で総務常任委員会を閉会します。

(以上)